令和８年度　第５回長崎県最低賃金専門部会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月 24 日（月）　13 時 50 分～16 時 35 分

２　場　所：長崎労働局　８階会議室

３　出席者：公益委員３名　労働側委員３名　使用者側委員３名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金の改正について
　　（２）その他

５　審議要旨

（１）長崎県最低賃金の改正について

前回専門部会の審議内容の確認後、労使双方から金額及び発効日についての主張がなされ、金額については、新たに労側より 61 円、使側より 56 円の提示が行われた。

発効日について、使側より新たに 11 月２日の指定日発効との主張がなされ、労側から法定発効日が 10 月 28 日であるならば、全会一致を条件として 11 月２日の指定日発効に同意するとの主張が行われたが、本日これ以上の歩み寄りは難しいと判断されたことから、次回（第６回専門部会）において継続審議とすることが確認された。

（２）その他

・次回開催日について

第６回専門部会　　８月 25 日（火）14：00～

以上